

「庁舎建替基本計画（案）」パブリックコメントの結果について

- 1 パブリックコメント期間：令和8年2月17日（火）から3月19日（木）まで
- 2 提出者数 7名
- 3 意見数 26件
- 4 ご意見とそれに対する市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	計画全体については、スケジュールが遅延しないよう進捗管理の徹底を要望します。 新庁舎の配置については、本庁舎の北側に建設する案を支持します。理由としては、保健センターを移転し、相談窓口を重点配置するとともに、市民交流のスペースを設けるのであれば、歩道のある市道に面した北側の方が市民の出入りがし易いと考えためです。	適切な進捗管理に努めてまいります。配置の提案についてはご意見として、参考とさせていただきます。
2	福祉や子育て部門の窓口の集中配置は良いと思うが、地域拠点化を進めている福祉会館の相談機能と連動させて欲しい。新庁舎の窓口でも福祉会館の窓口でも同じ対応ができるようにするのが理想。各福祉会館にセキュリティを十分に確保したビデオ通話機器やデータ通信機器を配備すれば可能だと思う。	相談機能の連携強化を図ってまいります。施設整備につきましては、ご意見として参考とさせていただきます。
3	ICT・DXに関して、デジタル弱者へのサポートを忘れて欲しい。端末やシステムの操作に不慣れな高齢者等のために、窓口での入力支援や代行入力ができるよう、機器・人員の配置スペースを設けて欲しい。	市民サービスの向上に向け対応してまいります。
4	市民交流機能については、にぎわい交流館を現状並みに維持した上で、プラスアルファの施設として考えるべきだと思う。具体的には、誰でも利用できるロビーのようなスペース（cf.にぎわい交流館のサロン）と登録市民団体向けの打合せ室（複数）があると良い。但し、団体登録の基準をにぎわい交流館より緩和（例えば、一時的な団体の登録を認める）して、より幅広い市民グループに門戸を広げる必要があると思う。	（仮称）市民交流センターの具体的な管理運営方法については、市民の皆様が利用しやすい環境となるよう今後検討してまいります。
5	現在の庁舎の問題点 ①人口や職員数が少ない時代に建てられたものであり、手狭である ②本庁舎、北庁舎、保健センター等離れた建物に分散しており、市民や職員の移動の負担が大きい ③駐車場やくるりんばすの発着場が狭い ④周辺の道路は旧道であり狭く、混雑が激しい。災害時等はさらに混乱することが予想される。 ⑤空調が十分に効いていない ⑥トイレの数が少ない ⑦周辺に飲食店やコンビニなどがない 現在の敷地内での建替は、③④⑦の問題点を十分に解決できないのではないかと。 県道57号バイパス沿いに建設するのが妥当だと考える。 道の駅の敷地を活用し、すべての庁舎および保健センターを統合した建物を建設すれば、交通アクセスが改善し、市民サービスや災害時対応の大幅な向上が期待できる。	道の駅の敷地及び周辺エリアについては市街化調整区域のため、新たに庁舎を建設することが困難なエリアとなります。 今回、新庁舎については庁舎機能の部分的な建替であり、市民サービス向上のためにも本庁舎との密接な連携が不可欠となることから、本庁舎に隣接した場所で建替を行うものとしております。
6	また、現在の市役所のくるりんばす発着場は、7台のバスが奥から詰めるように停めるため、 ①車椅子用スロープを使えない。必要な場合は別の場所に移動する ②自分が乗る路線のバスを探して乗るのが大変 ③停車しているバスの間から駐車場に飛び出す人がいて危険である ④前後左右のバスの発車時間が違う場合、移動や入れ替え等が必要 ⑤開庁時間外は南側入口からしかトイレに行けない ⑥待合室や乗務員休憩室が十分に整備されていない 等の問題点があり、これらの点について改善されることを強く要望したい。	くるりんばす利用者が利用しやすいように検討してまいります。関係部署と共有するとともに、ご意見として、参考とさせていただきます。
7	①保健センターを統合するのであれば、今よりもっと広い駐車場が必要で す。 市役所の確定申告期間や日進中学校の行事日など、人が集まる時は駐車場が満車で止めることができません。北側か西側の職員駐車場も来客用にして ください。	車で来庁される利用者の方に支障をきたすことがないように努めてまいります。職員駐車場の活用につきましては、ご意見として、参考とさせていただきます。
8	②くるりんばすの乗降場所と障害者用駐車場は市役所の出入口から近い場所 にしてください	くるりんばす利用者や障害のある方などが利用しやすいように検討してま いります。ご意見として、参考とさせていただきます。
9	③にぎわい交流館を存続させてください。今まで通り、土日・夜間も開館 してください。貸し部屋を有料化しないでください。現在の建物はエレ ベーターがないので設置してください。	にぎわい交流館については、公共施設再編計画の方針に基づき、引き続き検 討してまいります。運営方法については関係部署と情報共有します。
10	④保健センターと市役所の子育て窓口を同じ建物にすることは賛成です。 すぐ近くに授乳室や乳幼児の遊び場を作ってください。	北庁舎の建替えに合わせて保健センターとの機能複合化を進めてまいり ます。なお、施設整備につきましては、ご意見として参考とさせていただきます。
11	1 計画（案）の全体について意見を述べます。 建て替えの前後で保健センターを含めて延べ床面積を比較すると、マイナ ス2,668㎡になります。仮に南庁舎を除いても、マイナス1,461㎡です。 「新庁舎の整備方針」では、「機能の複合化」や「業務空間の合理化」を 方針として強調していますが、将来的な人口減の見通し、利用形態の傾向 変化、DX等によったとしてもスペースの3割・1,500㎡近く、本庁舎の ワンフロア分を超える大きなスペースを減らすことについては疑問で す。子育て世代的なプレイコーナーや高齢者の優しい、安心できる相談室・ コーナーなどのスペースを増やすことができるのでしょうか。また、にぎ わい交流館や高齢者生きがい活動センターを新庁舎に配置するように見 受けられますが、さらに活発化を図ろうとしたときの設備・運営を担保する スペース確保ができるのでしょうか。将来的にも大きな不安を感じます。 大幅な延床面積削減の根拠を説明していただきたい。	P9のとおり、市民、市民団体、大学、企業等の活動や交流のためのス ペースを整備するとともに、現在、北庁舎・本庁舎にある各窓口を部門の 再配置を行うことで市民サービスの向上を図る一方、DX等により倉庫・ 会議室の適正化、業務空間の合理化を進めることで、面積の縮減を図って まいります。また、子育て世代的なプレイコーナーや高齢者に優しい、安 心できる相談室・コーナーなどのスペースの設置については、今後検討して まいります。 にぎわい交流館や高齢者生きがい活動センターなどの周辺施設につい ては、公共施設再編計画の方針に基づき、引き続き検討してまいります。
12	2 「庁舎整備に求められる視点」の各項目について意見を述べます。 (1)「ク、子どもたちの笑顔が輝くまちや長寿命社会への対応」に関して、 子育て世代や高齢者が相談しやすい、プライバシー保護にも配慮した相談 室を充実させてください。また、ロビーには、窓口を丁寧案内できる 職員を配置していただきたい。	気軽に相談できるよう、プライバシーの保護を含め、相談スペースの充実 について、検討してまいります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
13	(2)「ゲ.人が集まる親しみやすい場の創出」に関して 建て替えの機会に、屋外にもベンチや緑のスペース、「あすまや」などイベント時やバスを待つ時間にゆったりくつろいで過ごせるエリアを考えていただきたい。限られた土地ではあっても、官庁街を市民が憩える豊かなエリアにできれば市民の誇れる財産になると思います。	市民まつり等のイベント時に駐車スペースを活用するなど、引き続きにぎわいを創出するスペースの確保に努めてまいります。施設整備につきましては、ご意見として、参考とさせていただきます。
14	(3)「コ.市に携わる様々な人や団体等の活動拠点の提供」に関して にぎわい交流館の今後について、「市内の活力や利便性を高める地域内経済等の活性化を図るために、市民が主体的に地方行政へ参画していくことができる拠点として場の提供」と位置付けています。「市内の活力や利便性を高める地域内経済等の活性化」とは何でしょうか。「にぎわい交流館条例」の表現とはずいぶん違います。地方自治法第244条の2の前提となる第244条の「公の施設」の目的を定めた、きわめて自然な「住民福祉の増進」の大原則の規定表現とも異なります。何を位置づけた表現なのか、一般市民よりは、企業や企業団体を重視するということなのか。それは何のためか。「機能の複合化」や「業務空間の合理化」との関係も含め、必ず政策意図があると思われるから、詳しい説明をしていただきたい。そのうえで、計画(案)にいう「(仮称)市民交流センター」の在り方について意見を述べます。 ①まず、現状への基本的評価を述べます。現在の「にぎわい交流館」は、「公共的団体」による運営委託(指定管理)になっていますが、利用時間は原則8時30分から17時15分のところ、条例第6条第2項により管理者の管理方針により8時30分～21時としています。市民サロンがあり、食堂・喫茶にもなり指定管理者の運営の支えにもなっていますが、スタッフが市民(団体)をつなげてくれて市民や各団体の自由な交流の場にもなっています。 登録団体が利用できる印刷機があり、無料の会議室が夜間も利用できます。これらは、行政系の建物とは独立していることの最大のメリットになっています。「日進市にぎわい交流館運営協議会」によると、2025年度の利用状況は、開館日数は市役所より28日多い271日、会議室の利用人数は12,108人、会議室利用団体数は139団体、会議室利用件数は3,985件、会議室の利用率は昼間で51.6%～56%で5割を超え、夜間は19.6%ですが、開館日の内、会議室が使われた日数は165日で60.9%です。会議室、サロンなど施設利用人数合計は22,413人です。これらは、設備等十分と言えなくとも、長い間引き継がれて、市民の自主的な活動を良心的にサポートする貴重な公の施設・事業施設になっています。 ②次に、①で述べた現状の評価に基づいて、庁舎建替えに伴う今後の「にぎわい交流館(仮称・市民交流センター)」の在り方について述べます。ア.現在の無料の会議室数の充実、Wi-Fi環境、各種学習設備・備品の充実、エレベーター、トイレの充実、サロン、調理室、印刷室の設置。夜間の利用維持が必須。十分なスペースの確保 イ.行政系とは、建物や管理運営が独立していることが必要です。計画(案)のように、仮に、新庁舎内に設置する場合も、出入口を別に設けて、管理・運営を独立させる。現条例第16条の「にぎわい交流館運営協議会」、第20条の公共的団体への「指定管理」制度の規定は生かすのはいいと思います。 以上、意見提出させていただきます。よろしくお願いします。	本市の強みである、市民、市民団体、大学、企業など多様な主体が、双方で知恵を出し合い、課題解決することで、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められており、その拠点としての場の提供ができればと考えています。 にぎわい交流館などの周辺施設につきましては、公共施設再編計画の方針に基づき、引き続き検討してまいります。 施設の設備や環境につきましては、ご意見として、参考とさせていただきます。
15	1. P16 「庁舎整備に求められる視点」の中のコに「市に携わる様々な人や団体等の活動拠点の提供」とありますが、市民の交流の場と活動の場を混在させているようで気になります。にぎわい交流館の記述があり、それに代わるような機能を持たせるように受け止められますが、にぎわい交流館は市民活動団体支援の拠点であり単なる交流、活動の場ではありません。同様の機能を市役所内に含めるということであれば、そのスキルのある団体にその部分だけを委託事業で任せるといったことなのでしょうか。いずれにしても、もしにぎわい交流館と同様の機能を庁舎内につくるといったことであれば、何を目的にどのような施設が必要なのかを、基本設計の段階で市民参加のしくみを取り入れ、市民と話し合いながら進めてほしいと思います。	(仮称)市民交流センターの具体的な管理運営方法については、市民の皆様が利用しやすい環境となるよう今後検討してまいります。ご意見として、参考とさせていただきます。
16	2. P21 建て替え計画の検討において、新庁舎を北側と南側のどちらかに建設する案が出ています。今回保健センター機能、子育て支援機能を付加することですので、駐車場との距離というのが非常に重要だと考えます。その観点からだとやはり北側に建てる方がよいのではないのでしょうか。ただし本庁舎がある関係で日照については課題があります。この点をクリアにしていけば北側への建設がよいと思われる。	新庁舎の建設位置については、総合的に検討してまいります。配置の提案については、ご意見として、参考とさせていただきます。
17	保健センターの機能を統合することについて 健診の際に駐車場の確保が必要です。現在地でも健診時には駐車場が混雑している状況です。移転した場合健診車の駐車スペースも必要になるのでかなり広いスペースを確保することが必要だと思います。 また健診を受ける市民が健診車へスムーズに移動するためには、保健センターの機能は1階部分に設置することが望ましいと思います。	車で来庁される利用者の方に支障をきたすことがないように努めてまいります。保健センター機能の配置につきましては、ご意見として、参考とさせていただきます。
18	にぎわい交流館について 基本計画ではにぎわい交流館について言及がされていません。市民交流センター(仮称)にその機能を移す計画でしょうか?しかし、現在にぎわい交流館は多くの市民団体が登録して活用しており、土日などは会議室を確保することが大変です。仮に新庁舎に移るとなれば十分なスペースの確保が難しくなり、また庁舎内ということで、土日や夜間の利用ができなくなる可能性も考えられることから、多くの市民団体の活動に支障が生じる可能性があります。現在のにぎわい交流館は登録団体であれば会議室が無料で借りられ、印刷機も安価に使えるので、多くの市民に利用されています。市民の自主的な活動を市として支援するためにも、にぎわい交流館は庁舎から独立した形態で残してください。	にぎわい交流館などの周辺施設につきましては、公共施設再編計画の方針に基づき、引き続き検討してまいります。
19	1 庁舎に保健センターを統一することは当然で歓迎する。	北庁舎の建替えに合わせて保健センターとの機能複合化を進めてまいります。
20	2 市役所敷地内にくるりんばすの乗り継ぎ拠点を整備することは市民の要望に沿うものと考え。拠点として空調設備の整った待合室の建設を望む。	関係部署と共有するとともに、ご意見として、参考とさせていただきます。

No.	ご意見の概要	市の考え方
21	3 日進市庁舎管理規則において庁舎の規定がされている。にぎわい交流館や高齢者生きがいセンターは庁舎に含まれないことを明記する。P7の表2-2の建物概要に両施設を含めているのは誤解を招くので両施設の欄を削除する。両施設は公共施設再編計画にすでに記載されている。	P7の表2-2の建物概要は、周辺の施設を取り上げており、個々の施設は庁舎に含まれるものではありません。しかしながら、表2-2「建物概要」の表記が誤解を招いてしまいますので「庁舎及び周辺施設の建物概要」と修正させていただきます。
22	4 にぎわい交流館と高齢者生きがいセンターは公共施設再編計画の対象施設である。そのパブリックコメントも最近行われたばかりであるがパブリックコメントの回答では「個々の施設については今後検討して参ります」とされている。従って庁舎建て替えに合わせて両施設をどう扱うかなど基本計画に合わせて整合性が取れるよう別途「公共施設再編計画」の策定を急ぐべきである。	庁舎建替基本計画は、公共施設再編計画の方針に基づき策定するものです。市役所周辺施設であるにぎわい交流館と高齢者生きがいセンターについても、公共施設再編計画の方針に基づき、引き続き検討してまいります。
23	5 今回の基本計画では市役所周辺の公共用地取得があげられていないが、建て替えにあたって検討すべきではないか。くるりんばすの拠点には一定のスペースが必要である。更に保健センターでの検診の来場者の増加など駐車場の拡張も求められている。	今回の庁舎建替にあたっては本庁舎及び北庁舎等の敷地内で建築することが可能と考えており、現時点では、公共用地のさらなる取得は予定しておりません。車で来庁される利用者の方に支障をきたすことがないように努めてまいります。
24	6 P9に「市民、市民団体、大学、企業等の活動や交流のためのスペースを整備」と現在ない機能を庁舎に加えることを明記しているがその機能がにぎわい交流館に置き換わるものでない事を明記するべきである。	(仮称)市民交流センターの具体的な管理運営方法については、市民の皆様が利用しやすい環境となるよう今後検討してまいります。
25	7 庁舎の建て替えに伴って外溝も整備される。その際ぜひ「非核自治体宣言文」のレリーフと少女像を建造しなおし大きくするなど市民にアピールできるように広く合意を得て進めて欲しい。	基本計画の内容に含まれるものではありませんが、関係部署と共有させていただきます。
26	8 市民の意見をより反映するためにパブリックコメントの在り方についても提案したい。今回は基本計画であるが、今後、実施計画で更にパブコメにかけるのか、私としては実施計画にもパブコメの機会を求める。今回で最後なら意見の範囲も変わってくる。このパブコメで今後、何時頃、この案件に対して意見を聞く機会があるかを告知してはどうか。いつもパブコメが年度末に集中し十分検討する時間もなく粗雑になりがちであるが予告されれば準備もできるのでより有意義な提案も出来ると思う。	ご意見として、参考とさせていただきます。なお、今後は、当該基本計画に基づき、基本設計、実施設計を進めてまいります。